

浜松市立佐藤小学校 いじめ防止等のための基本的な方針

1 基本的な方向性

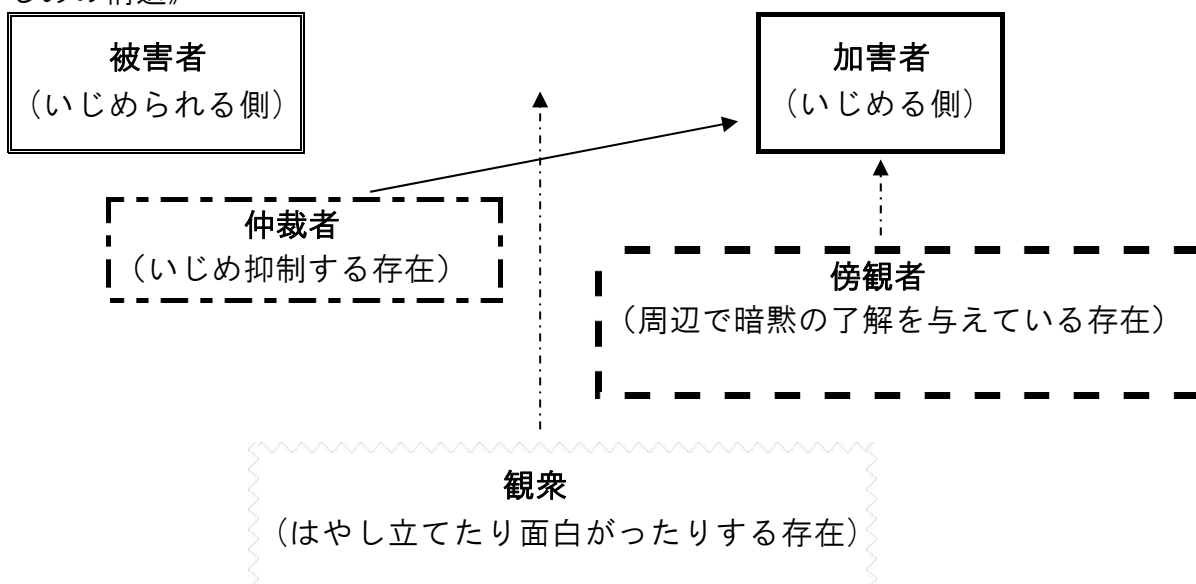
(1) いじめの定義

「いじめ」に関する定義は、下記の表にあるように「いじめ」が社会問題化した昭和60年代から少しずつ変遷してきた。丸塚中学校区では、「いじめ」の定義として平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法に則り「いじめ」を捉えることとする。

時代	「いじめ」の定義	備考
昭和60年	「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」	「児童の問題行動等児童指導上の諸問題に関する調査」
平成18年	「一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」(なお、起こった場所は学校の内外を問わない。)	「児童の問題行動等児童指導上の諸問題に関する調査」
平成25年	「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等の一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」	「いじめ防止対策推進法」

(2) いじめの理解・考え方

《いじめの構造》



子供が、いじめ加害に向かう要因として大きいのは、「友人ストレッサー」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の3つと言われている。ただし、そうした要因にプラスして、適当な相手(自分が勝てそうで、都合の良い口実・きっかけがある等)と、適当な方法(自分にとっては簡単で、大人に見つかりにくく、見つかってもし言い逃れができそう等)がなければ、いじめ加害には及ばないと言われている。

代表的な加害行為は、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などで、個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、「ささいなこと」「日常によくあるトラブル」ということになる。しかし、そうしたささいに見える行為をしつこく複数の者から繰り返されることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要がある。行為自体は違法・触法ではないことが多いため、気づかずに見過ごしたり、気づいてもふざけやよくあるトラブル等と判断して見逃したりしやすい。表に表れた物理的・身体的な被害の程度とは別に、表には現れにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢が大切であり、「どんなささいな予兆も見逃さず対処する」という「早期発見」「早期対応」の姿勢を重視していく必要がある。

しかしながら、いじめ行為の多くは「目に見えにくい」こと、今般のいじめ事案では、被害者も加害者も短期間に大きく入れ替わること等を考えれば、早期発見・早期対応に限界があるのも事実である。したがって、いじめの背景にストレスやその原因となる要因（ストレス）等が存在することに着目し、それらの改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らしたり、エスカレートを防いだりする「未然防止」の取組に力を注ぐことが有効と考える。そのためには、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に燃え広がらない潤いに満ちた学校風土をつくり出す「居場所づくり」や子供一人一人が「いじめなんてくだらないよね」と言えるように育つことを促す「絆づくり」を意識した取組を重視することが重要と考える。

《いじめを生む心理》

①	心理的ストレス(自分にかかっている過度のストレスを、集団内の弱者に対する攻撃によって解消しようとする)
②	集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性が過度に高まった集団において、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる)
③	ねたみや嫉妬感情
④	遊び感覚やふざけ意識
⑤	いじめの被害者になることへの回避感情

2 いじめ防止のための対策

(1) いじめ防止を意識した学校経営

《 目指す学校像 》

自分らしくかがやき、
共にかがやける居場所がある学校



《 具体的な学校の姿 》

- ① どの子ども存在感があり、居場所がある。
- ② 気軽に相談することができる。
- ③ 互いのよいところを認め、励まし合う。



対策	いじめについての共通理解	いじめをしない許さない・一人一人の違いを認める心の育成	いじめが生まれない学級づくり	自己有用感や自己肯定感の育成	児童自らのいじめをなくすための取り組み
----	--------------	-----------------------------	----------------	----------------	---------------------

手立 て	<ul style="list-style-type: none"> ・どの子供にも起こりうる、どの子供も被害者や加害者になりうることの理解 ・いじめは人間として絶対に許されないことであると捉える意識 ・「いじめられる側にも問題はあある」という考えを持たない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の違いを互いに認め合える態度や心の育成 ・「こころの日」を通して人間関係づくりプログラムを取り入れ、円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりを大切にしたい授業づくり ・各教科における基礎・基本の確実な定着を図る学習活動 ・気持ちのよいあいさつや返事ができる学級作り ・男女仲の良い学級作り ・教師の意図的なペアやグループ作り 	<ul style="list-style-type: none"> ・他者の役に立っていると感じ取れる機会の提供 ・成功体験が多くできる場の設定 ・自分の成長を実感できるふりかえりの場の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童自身がいじめ問題を学び、その問題を主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取り組みの推進 ・より多くの人と関わるための縦割り活動
---------	---	--	--	---	--

実践	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の共通理解 ・学級活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の充実 ・「こころの日」の推進 ・「さとっことはままつマナー」の推進 ・小中交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ・わかる楽しい授業づくり（研修の推進） ・友達の意見をじっくり聴く指導 ・あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動 ・当番活動 ・委員会活動 ・部活動 ・学校行事 ・かがやき発見 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし遊び ・なかよし清掃 ・ハートタイム（児童と教師が1対1で話をする）の年2回実施
----	--	---	---	--	---

(2) 組織の設置

基本方針を実行に移す際の中核を担う組織として、「いじめ対策委員会」を設置する。「いじめ対策委員会」は、下記の4点について行うものとする。

- ①いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取組の企画や実施
- ②取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや取組の効果・成果の検証
- ③教職員や保護者・地域の方々のいじめ防止等に関する資質向上を目指した広報・研修活動等の実施
- ④基本方針の見直しや改善

《組織》

いじめ対策委員会（常時委員会）		
構成員	委員長	校長
	副委員長	教頭、いじめ対策コーディネーター（生徒指導主任）
	委員	教務主任、養護教諭、学年主任
会議の開催	・月1回以上の実施。 ・必要に応じて召集をする。 ・場合によっては全職員で開催する。	

緊急いじめ対策委員会		
構成員	委員長	校長
	副委員長	教頭、いじめ対策コーディネーター（生徒指導主任）
	委員	【学校関係】 教務主任、養護教諭、学年主任、学級担任、 発達支援コーディネーター 【保護者及び地域】 PTA会長、PTA副会長 【外部専門家】 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、 主任児童委員、民生児童委員
会議の開催	・市教委と連絡を取り、必要に応じて委員を招集	

(3) 基本的な考え方

いじめに関する通報を受けた場合には、いじめとして対応すべき事案か否かの判断のために事実関係の把握を行い、被害にあっている子供を守るとともに、加害の子供に対して毅然とした態度で指導を行う。いじめの事実が確認された場合には、委員長の判断により、「いじめ対策委員会」を招集して組織的に対応する。その際、謝罪や責任追及といった形式的な問題を重視することなく、被害・加害双方の子供の社会性の向上や人格の成長等を主眼に置いて指導を行う。また、重大事案については「緊急いじめ対策委員会」を開催し全員の共通理解の下、保護者や地域の方々の協力を得るとともに、必要に応じて関係機関や専門機関と連携する中で対応を進めていく。

また、「いじめ対策委員会」は定期的を開催し、児童に関わる情報共有や指導の協力体制を確認する。小さな問題も見逃すことなく、全職員でいじめの未然防止に全力で取り組む。

(4) 発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止め、事情を把握するよう努める。また、子供や保護者、地域の方々からの通報や相談があった場合にも真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても早い段階から丁寧に関わりを持つ。

いずれの場合も、被害にあっている子供やいじめを知らせてきた子供の安全確保を優先し、「いじめ対策委員会」で組織的に関係する子供から事情を聴き取るなどして事実関係の確認を行う。事実関係確認の結果は、浜松市教育委員会へ報告するとともに、早期対応にむけた最も効果的な方法を用いて、被害・加害双方の子供の保護者に事実を報告する。触法性のあるいじめの加害行為については、ためらうことなく警察諸機関等に相談し、連携した対応ができるよう援助を求める。

(5) いじめられた子供や保護者への支援

事実関係の聴取は、子供の自尊感情・プライバシー等に配慮して行う。また、保護者との協力体制の下、子供の不安の払拭を図り、安全確保を第一に考えて行動する。「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、不安感を取り除き、自尊感情を高められるような支援を行う。親しい友人・教職員・家族・地域の方々等と連携し、子供に寄り添い支える体制をつくり出すよう努めるとともに、必要に応じて、加害の子供を別室指導としたり、出席停止にしたりするなどの措置も考える。

保護者に対しては、事実関係の判明状況に加え、加害の子供や保護者の様子、いじめがあった集団の雰囲気等を適宜報告し、いじめへの早期対応の方向性や進捗状況について共通理解を図り、協働体制でいじめの早期解消を目指す。

いじめを受けた子供や保護者は、学校が加害側を指導すると、「よりひどい状況に陥るのではないか」「報復があるのではないか」という心情になりやすい。いじめの早期対応における学校としての取組について丁寧に説明し、取組のねらいと効果はもちろんのこと、出来ることと出来ないこと、作用と反作用等をよく理解してもらった上で、対応にあたりたい。学校の体面を保つためではないかと疑われるような一方的な支援により、子供や保護者が疑心暗鬼に陥らないよう、親切で丁寧な対応を心がけ、互いが腑に落ちる支援を目指していく。



(6) いじめた子供や保護者への指導・助言

一定の教育的配慮の元、いじめたとされる子供からも事実関係の聴取を行う。いじめたとされる子供には、自らの行為に自覚がない場合も少なくないので、当該の子供が抱える問題などいじめの背景にも目を向けるほか、保護者の協力を得ながら、子供の安心・安全や健全な人格の発達に配慮して事実関係の聴取を行い、自らの行為の責任を自覚するよう働きかける。

事実関係が判明したら、迅速にその事実を当該の子供の保護者に伝えて、理解・納得を得た上で、学校と連携して早期解消を目指す取組に協力するよう求める。最も憂慮すべきことは、いじめの継続や再発であり、この点については、学校が組織的に対応し、当該の子供の保護者に指導・支援を継続するとともに、保護者の責任においていじめ行為が消失するよう協力を要請する。いじめ加害に至った背景や事情は共感的に理解し、当該の子供や保護者の心理的な孤立感や疎外感が生じないよう配慮するが、いじめの行為そのものには毅然とした姿勢で対応する。別室指導・出席停止・懲戒といった措置も視野に入れながら、当該の子供が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。

なお、いじめの背景に心理的・福祉的な要因が感じられた場合には、保護者の理解を得た上で必要に応じて外部の専門機関と情報共有し、いじめ加害の背景の改善を目指すものとする。

(7) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの行為そのものに関係していなくても、その事実を見たり聞いたりしていたと考えられる子供には、事案に応じて最も適切な方法(個別の聞き取り、記述式調査等)で、事実関係の聴取を行う。集団への働きかけにおいて、最も効果のあげられる教職員を「いじめ対策委員会」で検討し、その者を中心にいじめに同調する態度や、いじめの行為を誰かに知らせないことは、いじめに加担したことと同じであることを理解させる。また、いじめの未然防止や早期解消にとっては、望ましい人間関係の構築や健全な集団づくり等が最も大切であることを訴えかける。

全ての子供が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係が構築できるような集団づくりを目指すよう、「いじめ対策委員会」では組織的に集団全体の経過観察と継続的指導を行う。

(8) ネット上のいじめへの対応

いじめ行為に、ネット上の不適切な書き込み等が含まれる場合は、書き込んだ子供の特定を早急に行い、子供にネット環境を提供した保護者の責任において書き込みを削除するよう強く要請する。書き込み主の特定に時間がかかったり、不特定多数の者からの書き込みがあったりする場合は、被害の拡大を避けるために、浜松市教育委員会と連携してプロバイダに対する削除要請を行う。また、犯罪性のある書き込み等については、浜松東警察署生活安全課に通報して適切な援助を求める。

パスワード付きのサイトやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見も困難である。そこで、情報モラル教育を通じた未然防止に注力する。5年生の児童と保護者を対象に、情報モラル講座を行うことで、子供にネット環境を提供している保護者への啓発活動を進め、子供のインターネット利用に関する弊害等の知識を身につけてもらうとともに、保護者責任の意識を高揚するよう努める。

(9) 学校における関係機関等との連携

いじめ問題への対応において、家庭、学校、地域の連携・協力を図っていくことに加え、関係機関と適切に連携する。必要に応じて、医療機関等の専門機関と連携して、教育相談等を行う。また、学校以外の相談窓口として、教育相談支援センターやいじめホットライン等があるということ、「学校だより」や「さとっこの夏休みのくらし」等の文書を通じて子供や保護者に周知する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

国や浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、重大事態とは下記のような場合をいう。

- いじめにより、子供の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・子供が自殺を企画したとき
 - ・子供が精神性の疾患を発症した場合
 - ・子供が身体に重大な傷害を負った場合
 - ・子供が金銭を奪い取られた場合
- いじめが原因で、子供が相当の期間(年間30日程度)学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で、子供が一定期間連続して欠席しているとき
- 子供や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 対処の流れ

学校が重大事態を感知した場合、学校の「いじめ対策委員会」を通じて、ただちに浜松市教育委員会に報告し、その指示を仰ぐ。また、教育委員会を通じて市長に報告する。

浜松市教育委員会は、浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に則り、速やかに「いじめ対策専門家チーム」を招集して、事実関係を明確にするための調査を開始することとなっている。浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」では、学校がいじめを受けた子供や保護者に行う調査や情報提供を指示・監督し、「いじめ対策専門家チーム」の見立てや判断を子供や保護者に適切に情報提供することとなっている。

市長は、必要に応じて附属機関を設けるなどして重大事態の再調査を行うことがあり、市長の権限及び責任において、当該学校への重点的な支援、児童指導専任の教職員の配置、心理・福祉等の外部専門家の派遣、等の措置がとられる場合もある。

※詳細は、浜松市の「いじめ防止のための基本的な方針」による

4 最後に・・・佐藤小学校の令和2年度の実践

佐藤小学校の全校児童数は328人、各学年2クラスずつしかない。そこで学年だけでなく、学校全体で仲良くなり、笑顔があふれる学校にしようということで、6年前から「なかよしキャンペーン」を行っていた。仲よしキャンペーンとは、例えば5年1組と1年1組、5年2組と1年2組のように、5・6年生と1～4年生の一つの学年と一緒に遊び、普段なかなか接することが出来ないような子とも触れ合う活動である。昨年度からは、1～6年生までの異学年で構成する仲よしグループで行う「なかよし遊び」に一本化した。どの学年の子も楽しめるように5・6年生が遊びの内容を考えてグループ全員で遊び、その後にはおしゃべりタイムを設け、上級生と下級生が学校で困っていることや、最近楽しいと思っていることなどを気楽におしゃべりした。おしゃべりタイムの目的は、下級生が困っていることや

悩んでいることがあったら、上級生に気軽に相談ができ、上級生が力になれるような関係を作っていくことである。もしいじめがあった時に、5・6年生が下級生の力になり、児童自らいじめをなくす取り組みができたらいと考えている。令和2年度においては、コロナウイルス感染症対策で例年のようなおしゃべりタイムを設けることができなかったが、大きいじめもなく、みんなが楽しく過ごすことができた。

また、互いが気持ちよく、そして仲よく生活できるように平成27年度作成した「さとっこマナー」と「はままつマナー」と合わせて、平成28年度作成した「さとっことはままつマナー」を今年度も活用した。

さとっこはままつマナー	
一 笑顔であいさつ	自分から元気よく さわやかなあいさつをします
二 ありがとう	仲間のいいところを たくさん見つけて伝えます
三 ごめんなさい	自分のしてしまったことを 素直に認めて謝ります
四 時を守る	一分前黙想を徹底します
五 場を清める	整った美しさが心を動かします ものの命も大切にします
六 みんな仲間	誰とでも仲良くし 友達を大切にします
七 気持ちを考える	口に出す前に 相手の気持ちを考えます

この「さとっことはままつマナー」を各学級に掲示して、毎日朝の会で声を揃えて言うようにし、常に心掛けるように意識させた。また、「さとっことはままつマナー」に絡めた月のめあてを各学級に掲示し、そのめあてを受けて各学級で具体的なめあてを設定して、毎日帰りの会で振り返る場を設けるようにした。日々意識させることで、生活の中に活かそうとする態度を育てていきたい。

平成28年度から行っている「3・2・1運動」3分前入室、2分前着席、1分前黙想も定着し、落ち着いた雰囲気の中で授業が開始されている。各クラス、気付いた人が呼び掛け合い、時間を意識して生活している。子供同士が声を掛け合うことで、児童自らいじめをなくす取り組みにもつながっていくと考える。

いじめは大人の目の届きにくい子供たちの世界の中で起きることが多い。みんなの名前や顔を知っている人数の少ない佐藤小学校だからこそ、子供たち同士が仲良くなって、子供たちで助け合い、問題を解決していこうとする姿勢を育てたいと考える。

しかし、大人（保護者・地域の方・教師）の見守りもとても大切である。大人の「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢があれば、いじめは起きない可能性が高まる。万が一、いじめが起こってしまった時にも、子供たちは大人に助けを求めよう。私たち佐藤小職員は、「いじめは絶対に許さない」という揺るがない思いを常に子供たちに発信し、しっかりと見守っていきたい。